

①

史料A 慶賀使の歴史

慶長以後 入貢

- ・寛永十一年閏七月九日、中山王尚豊、賀慶使佐敷王子、恩謝使金武王子等をして、方物を貢す 元寛日記
- この年、將軍家御上洛ありて、京都にましますをもて、二條の御城へ登城す、このゆゑに二使、江戸に来らず
- ・正保元年六月二十五日、中山王尚賢、賀慶使金武按司、恩謝使国頭按司等をして、方物を貢す、七月三日下野国日光山の御宮を拝す 輪池掌録
- ・慶安二年九月、中山王尚質、恩謝使具志川按司等をして、方物を貢す 琉球事略 また日光山の御宮を拝す
- ・承応二年九月二十日、中山王尚質、賀慶使国頭按司等をして、方物を貢す 羅山文集、和漢合、連、近世武家編年略 また日光山の御宮を拝す
- ・寛文十一年七月二十八日、中山王尚貞、恩謝使金武王子等をして、方物を貢す 万天日記 また日光山の御宮を拝す 琉球事略、歴代備考
- ・天和二年四月十一日、中山王尚貞、賀慶使名護按司、恩納親方等をして、方物を貢す 万天日記、甘露叢
- ・宝永七年十一月十八日、中王王尚益、賀慶使美里王子、富盛親方、恩謝使豊見城王子与座親方等をして、

②

方物を貢す 琉球聘使紀事 また 東叡山の御宮を拝す、中山使の日光山に到らずして、東叡山に来ることこの時を始とす

- ・正徳四年十二月二日、中山王尚敬、賀慶使与那城王子、恩謝使金武王等をして、方物を貢す 文露叢
- ・享保三年十一月十三日、中山王尚敬、賀慶使越來王子、西平親方等して、方物を貢す 享保日記
- ・寛延元年十二月十五日、中山王尚敬、賀慶使具志川王子、与那原親方等をして、方物を貢す 歴史要略
- ・宝暦二年十二月十五日、中山王尚穆、恩謝使今帰仁王子等をして、方物を貢す 歴史要略
- ・明和元年十一月、中山王尚穆、賀慶使読谷山王子、等をして、方物を貢す 三國通覽、速水私記
- ・寛政二年十二月二日、中山王尚穆、賀慶使宜野湾王子等をして、方物を貢す 琉球談
- ・寛政八年十二月六日、中山王尚成、恩謝使大宜見王子、安村親方等をして、方物を貢す 輪池掌録
- ・文化三年十一月二十三日、中山王尚穎、恩謝使読谷山王子、小録親方等をして、方物を貢す、
- ・天保三年十一月、中山王尚育、恩謝使豊見城王子沢岬親方等をして、方物を貢す
- ・天保十三年十一月、中山王尚育、賀慶使浦添王子座喜味親方等をして方物を貢す
- ・嘉永三年十一月、中山王尚泰、恩謝使玉川王子、野村親方等をして、方物を貢す

③

寛政二戌十一月 野口豊昌
琉球人来朝之記

琉玖正使 大宜見王子 寛政八辰十一月廿六日

江戸へ来聘七年目に当る

中山王府

如此板に書、二本

登城の時
先に為立

恩謝正使

辰十一月二十六日 江戸着

六日 登城

十二月二十九日出立

十二月九日 同

帰国に赴 江戸

十二日 上野参詣

着より三十四日目也

中山王朱塗の

十五日 御三家廻り

上げ輿に乗

十六日 御老中廻り

琉球国来朝の弁 野口豊昌 弁之

抑琉球国の日本に従ふの事は、慶長十四巳酉四月上旬、島津宰相

義弘公、東照神君其時は家康公と奉称すの均命によりて則彼国へ

発向して悉く責伏て、已来日本に従ふて于今無念来る也

其節島津義弘公は島津兵庫頭従三位宰相源義弘公と奉称

軍師は御家中に新路武蔵守一氏と申士に被仰付、此土拾貳万石也

此事は委細書尽しがたし、委は薩琉軍記に有

一 琉球国は薩摩よりの海上三百余里ありて、南海の島

国也、四季暖国也と申、人物は朝鮮国に似て別也

④

詞も唐とは不通也、彼国には日本の鎮西八郎為朝の

寺有て、位牌を安置すと云也、詞も日本と同じ事

多くあり、酒をミキと云、食を力テと云の類、日本に似る

事多し、神儒仏共に貴む国也、若琉球人の商売船

漂流する時は、其所より長崎へ送り届け、長崎より亦薩

摩へ渡し、薩摩より本国へ送帰す也、日本より本国へ送る也、

琉球より出る品、商売もの左の通

木綿類、芭蕉布、黒砂糖、菜種類、柳こりの類

塗物道具、土焼物の類、粟盛の酒

此外に諸産物多し、略して不記

日本へ来朝は天下御代替の砌、朝鮮国、琉球国共に
来朝するなり

儲、琉球人江戸へ来着の節は、田町筋町丁目松平運之助様

裏門前通り、芝屋敷広舗門前町、遠山近江守様屋敷

角より芝屋舗裏門より差通り滞府中、右屋敷に差置

一 登城の節は芝屋敷表門より将監橋、増上寺、大門前、浜

松町町丁目より本通り、幸橋御門、桜田屋舗へ

差越し、時刻見合、夫より鍋島屋敷より松平大膳太夫様

西裏門通、日比谷御門へ入、八代洲河岸、辰の口、大手御

門より致登城、下城の節も芝屋敷迄、右登城の

道筋同断なり

野口敬治

史料C 琉球使節の江戸滞在 町奉行所の対応

⑤

戌九月十二日

伊賀守殿へ志賀金八郎を以申上候、同十九日伺の通取計可申旨御書取添、高林徳次郎を以御下げ承付いたし候

當戌年琉球人参府に付、町触并申渡、先格を以奉伺候書付

書面伺の通取計可申旨

被仰渡奉承知候

戌九月十九日

〔遠山左衛門尉

町奉行

琉球人参府に付、町触、并町々へ申渡留書

琉球人近々参府に付、登城并西丸登

城・退出・御三家方・御老中方・若年寄衆へ

罷越候道筋申渡候書付左の通

申渡

一 琉球人近々参府仕、登城・退出并御三家方・御老中方・

若年寄衆へ罷越候道筋の道・橋・下水・板橋・木戸・

矢来等繕可申候。但早速出来兼候木戸・矢来取拂

候てくるしかる間敷分は、取拂可申候。

但火の元、盗賊等の為、冬春の内、町々板木戸・

矢来申付置候処、木戸・矢来の内、見苦敷分は

⑥

琉球人通候節計、為取払相済候はゞ、如元取付候様可申付候

右は琉球人御馳走と申にては無之候間、馬足危からず候様、手輕に取繕可申候。但心得がたき事は早々書付可差出候

九月

琉球人参候に付、見物の者往還に立留り不申様可致旨町触申付候

一 琉球人参候に付、見物に罷出候者共、大勢可有之候町中に立とまらせ候ては、往還の障に可罷成候間、立やすらひ不申様可仕候旨町中可相触候事

一 琉球人通筋町々人留は従前に無之候得共

行掛り見物可致と罷出候者多有之、道筋群集

致し、夫々制候事には候得共、怪我人等可有之も難計に付、

近日琉球人登城、并御三家方、御老中方、若年寄衆へ

罷越候節、并上野拜参、御当地出立の砌、道筋の

町々横町、木戸有之所は、琉球人通候少し前より

⑦

木戸建置可申候、木戸無之町々は喰違竹矢来
いたし、尤馬・駕籠等通り候に差支無之様、琉球人通候
節は人留可致候。勿論用事有之歟、又は病[㊦]
或は見物の者にて参り先慥に断候分は相通可申事
右の通町中可相触候

九月

琉球人参府に付、町中見物の者、惣て不
作法無之様致、道筋町々道造可申旨、左の通
町触申付候

- 一 近日琉球人御当地へ参着仕候間、町中不作法
無之様、急度可申付候。見物仕候共、庇より外へ不可
罷出候、琉球人通候節、ゆびさし、高笑仕間敷事
- 一 琉球人参着に付、通筋町々、道悪敷所は造り可
申候、勿論隣町と申合並能致、琉球人到着の日は
自身番屋前に積手桶出し口掃除等致、琉球人
通候少し前、水打可申候事。
- 一 琉球人通候刻、名主月行事、度々相廻り、不作法
無之様可申付事
- 一 両木戸脇の家主、木戸に附居、喧嘩口論

⑧

無之様可申付候。琉球人登城の日次に発足
の節、右可為同前事

九月

琉球人登城に付、道筋の町々へ左の通相觸候
明幾日、琉球人登城に付、芝松平大隅守屋敷より
将監橋・増上寺表門前、夫より通町、芝口橋際より
左へ幸橋御門へ入、大隅守屋敷道筋、掃除入念、
自身番屋前に積手桶出し置可申候、先達て
相触候通、町中往来の者立ちやすらひ申
間敷候、尤見物の者不作法無之様可仕候。
此旨町中可相触候。

月

- 一 琉球人、紀伊殿・尾張殿・水戸殿へ参
候に付、道筋町々へ左の通相觸候
- 一 明幾日、紀伊殿・尾張殿・水戸殿へ琉球人参候通筋、
芝松平大隅守屋敷より赤羽橋・土器町・西久保八幡前・
天徳寺裏門前・相良志摩守屋敷前御堀端へ出、虎
御門へ入、松平美濃守屋敷前脇、井伊掃部頭屋敷後へ

⑨

永田馬場、松平出羽守屋敷前脇前、紀伊殿御屋敷脇通

井伊掃部頭中屋敷脇、喰違通、紀伊殿赤坂御屋敷へ

罷越、夫より御堀端通り尾張殿へ罷越、市ヶ谷八幡前より

市ヶ谷御門外御堀端通り舟河原橋、小石川御門外水戸殿

御屋敷へ罷越、夫より御茶水聖堂前、昌平橋へ入、須田町通り

日本橋通町、芝口橋、増上寺表門前通、将監橋、夫より芝大隅守屋敷へ

帰り候道筋、掃除念入、自身番屋前に積手桶出し置可申候、

先達て相触候通、往來の者、立やすらひ申間敷候、

尤見物の者不作法無之様可仕候。此旨町中不殘可相觸候

月

琉球人御老中方・若年寄衆へ参候

道筋

省略

琉球人上野

御宮参詣道筋

省略

右の通、前々琉球人参府の節、取計来申、此度も

右の振合を以申渡、惣体手輕に取詰候様可仕候哉、且

の儀は口筋の儀は未相分り兼候間、追て可申上候

依之此段奉伺候、以上

戌九月

遠山左衛門尉

井戸对馬守

⑩

琉球人参府逗留中、昼夜廻

の儀に付、奉伺御書付

書面、伺の通相心得可申、増下役の儀は

琉球人到着日限極次第、兩人可被仰付段被

仰渡、奉承知候

戌九月廿八日

年番

琉球人参府逗留中、松平大隅守芝屋敷

近辺町々、昼夜廻の儀被仰上の上、被仰渡候

先例に御座候間、去る寅年の振合取調候処

同年は日光

御参詣、御前年にて町々昼夜廻、風烈廻人数

多被仰付置候間、右屋敷近辺の儀も、一同にて

兼帯、無油断相廻候様被仰渡候、尤前々は定式

昼夜廻の外に御双方にて与力式人、同心四人被仰渡候、

然処、去る卯年以來は昼夜にて御組の方、与力

式人、下役同四人被仰付置候間、此度は定下役

の外、増下役式人被仰付、御向方申合、無油断

相廻候様被仰渡、勿論琉球人所々へ罷越候節

固出役大勢罷出、御人少に付、触口の次第に寄

昼夜廻にて固出役兼帯仕候積被仰渡候はゞ

可然哉に奉存候、此段奉伺候、以上

戌九月

佐久間彦大夫

仁杉八右衛門